

(旧)

浪江町防災集団移転元地利活用方針

令和4年1月

浪江町



(新)

浪江町防災集団移転元地利活用方針

令和4年1月

令和7年3月改定

浪江町



目次

1	はじめに	1
2	移転元地の現状と課題	2
(1)	移転元地の概要	2
(2)	買取事業の概要	3
(3)	利活用状況	4
(4)	利活用に向けた課題	7
3	移転元地利活用にに関する基本方針	9
(1)	基本方針の対象区域	9
(2)	利活用の基本方針	10
4	移転元地の土地利用方針・維持管理方針	11
(1)	北幾世橋地区の土地利用方針	11
(2)	棚塩地区の土地利用方針	12
(3)	請戸地区の土地利用方針	13
(4)	両竹地区の土地利用方針	14
(5)	移転元地の維持管理方針	15
(6)	土地利用のイメージ	16
5	利活用にあたっての留意事項	17
(1)	地域の歴史や住民の声への配慮	17
(2)	既存施設や事業との整合性	17
(3)	民間活力の積極的な採用	17
(4)	排水機能の改善	17
(5)	虫喰い状態の解消	18
(6)	貸付料の減免・無償化	18
(7)	各種法制度の整理	18
(8)	庁内利活用推進体制の構築	19
(9)	財源の確保	19
(10)	状況に合わせた方針の見直し	19
資料編		20
(1)	防集移転元地利活用庁内検討会	20
(2)	復興庁土地活用ハンズオン支援	21
(3)	利活用に向けた推進体制	22
(4)	利活用に向けた想定スケジュール	23

目次

1	はじめに	1
2	移転元地の現状と課題	2
(1)	移転元地の概要	2
(2)	買取事業の概要	3
(3)	利活用状況	4
(4)	利活用に向けた課題	7
3	移転元地利活用にに関する基本方針	9
(1)	基本方針の対象区域	9
(2)	利活用の基本方針	10
4	移転元地の土地利用方針・維持管理方針	11
(1)	北幾世橋地区の土地利用方針	11
(2)	棚塩地区の土地利用方針	12
(3)	請戸地区の土地利用方針	14
(4)	両竹地区の土地利用方針	16
(5)	移転元地の維持管理方針	17
(6)	土地利用のイメージ	18
5	利活用にあたっての留意事項	19
(1)	地域の歴史や住民の声への配慮	19
(2)	既存施設や事業との整合性	19
(3)	民間活力の積極的な採用	19
(4)	排水機能の改善	19
(5)	虫喰い状態の解消	20
(6)	貸付料の減免・無償化	20
(7)	各種法制度の整理	20
(8)	庁内利活用推進体制の構築	21
(9)	財源の確保	21
(10)	状況に合わせた方針の見直し	21
資料編		22
(1)	防集移転元地利活用庁内検討会	22
(2)	復興庁土地活用ハンズオン支援	23
(3)	利活用に向けた推進体制	24
(4)	利活用に向けた想定スケジュール	25

1 はじめに

多くの方々の生命、財産、そして、日常生活を奪った東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故の発生から 10 年が経過しました。

これまで町では各種計画に基づき、様々な復旧・復興事業に取り組んできました。現在は令和 3 年 3 月に策定された「浪江町復興計画【第三次】」に基づき、引き続き町の復興に向けて具体的な取組を展開しています。

沿岸部の被害状況に焦点を当てると、約 15.5m（東京大学・福島県の調査結果）の高さの津波が町の面積の約 3%を占める約 600ha を襲い、死者 150 名・行方不明者 31 名にわたる町民の命と多くの家屋や家財等が失われました。

町では津波被災者の早期の生活再建を目指し、平成 26 年 2 月に北幾世橋・棚塩・請戸・中浜・両竹の 5 地区を災害危険区域に指定し、そのうちの約 121.6ha を移転促進区域と位置づけ、平成 26 年度より防災集団移転促進事業として、住宅用地等の買い取りを行いました。

この事業により買い取りを行った土地（以下「移転元地」という。）の約 117.2ha のうち、約半数以上の約 62.6ha は、海岸防災林や復興祈念公園等の各種復旧・復興事業用地として、利活用がなされています。

しかしながら、未だ約 54.6ha の移転元地については、各種事業の資材ヤード等として一時的な貸し付けは行っているものの、利活用計画が定まっておらず、長期的な利活用の見通しは立っておりません。

地震、津波、原発事故という未曾有の複合災害の爪痕に見舞われた広大な移転元地に新たな魅力ある未来を創ることは、町の再生のシンボルとなります。

また、町が目指す持続可能なまちづくりの達成に向けて、この広大な公有地を有効的に利活用を行っていくことは極めて重要になります。

これらの達成には、いかにして利活用を進めていくかを明確にした方針が必要となります。

そのため、移転元地の利活用の方向性を明確にすることを目的として浪江町防災集団移転元地利活用方針を策定し、計画的な利活用を推進していきます。

1 はじめに

多くの方々の生命、財産、そして、日常生活を奪った東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故の発生から 14 年が経過しました。

これまで町では各種計画に基づき、様々な復旧・復興事業に取り組んできました。現在は令和 3 年 3 月に策定された「浪江町復興計画【第三次】」に基づき、引き続き町の復興に向けて具体的な取組を展開しています。

沿岸部の被害状況に焦点を当てると、約 15.5m（東京大学・福島県の調査結果）の高さの津波が町の面積の約 3%を占める約 600ha を襲い、死者 150 名・行方不明者 31 名にわたる町民の命と多くの家屋や家財等が失われました。

町では津波被災者の早期の生活再建を目指し、平成 26 年 2 月に北幾世橋・棚塩・請戸・中浜・両竹の 5 地区を災害危険区域に指定し、そのうちの約 121.6ha を移転促進区域と位置づけ、平成 26 年度より防災集団移転促進事業として、住宅用地等の買い取りを行いました。

この事業により買い取りを行った土地（以下「移転元地」という。）の約 117.2ha のうち、約半数以上の約 62.6ha は、海岸防災林や復興祈念公園等の各種復旧・復興事業用地として、利活用がなされています。

しかしながら、未だ約 54.6ha の移転元地については、各種事業の資材ヤード等として一時的な貸し付けは行っているものの、利活用計画が定まっておらず、長期的な利活用の見通しは立っておりません。

地震、津波、原発事故という未曾有の複合災害の爪痕に見舞われた広大な移転元地に新たな魅力ある未来を創ることは、町の再生のシンボルとなります。

また、町が目指す持続可能なまちづくりの達成に向けて、この広大な公有地を有効的に利活用を行っていくことは極めて重要になります。

これらの達成には、いかにして利活用を進めていくかを明確にした方針が必要となります。

そのため、町では移転元地の利活用の方向性を明確にすることを目的として、令和 4 年 1 月に浪江町防災集団移転元地利活用方針を策定し、現在に至るまで、計画的な利活用を推進してきました。

策定から 3 年が経過し、都市計画法改正等の社会情勢変化や各種復興事業の進展・終了に伴う土地利用変化等を踏まえた見直しを目的として、浪江町防災集団移転元地利活用方針を改定し、利活用の実現に向けた取組を検討していきます。

エ 棚塩排水機場【棚塩】

東北農政局が実施した、津波により被災を受けた棚塩排水機場の災害復旧事業用地として約 0.3haが活用されています。

オ 水産加工団地【請戸】

町が水産業の復興を促進する目的で造成した水産加工団地用地として約 3.8haが活用され、現在、2社の立地が決定しており、1社は令和2年4月より操業を開始し、残り1社についても操業に向け、準備を進めています。

写真2 水産加工団地



カ カントリーエレベーター【棚塩】

町が営農再開支援を目的に苅宿地区と棚塩地区に整備したコメの乾燥・調製・貯蔵ができるカントリーエレベーターの棚塩地区（ラック式）分の用地として約 1.5haが活用されています。

図5 カントリーエレベーター



キ 復興海浜緑地【請戸】

町が災害時には復興祈念公園の防災バックアップスペースや緊急支援物資の仮置き場等として、また、平常時には賑わいあふれる交流の場としてパークゴルフ場や広場として整備の計画が進められている復興海浜緑地として約 5.0haが活用される予定です。

エ 棚塩排水機場【棚塩】

東北農政局が実施した、津波により被災を受けた棚塩排水機場の災害復旧事業用地として約 0.3haが活用されています。

オ 水産加工団地【請戸】

町が水産業の復興を促進する目的で造成した水産加工団地用地として約 3.8haが活用され、現在、**2社が操業を行っています。**

写真2 水産加工団地



カ カントリーエレベーター【棚塩】

町が営農再開支援を目的に苅宿地区と棚塩地区に整備したコメの乾燥・調製・貯蔵ができるカントリーエレベーターの棚塩地区（ラック式）分の用地として約 1.5haが活用されています。

図5 カントリーエレベーター



キ 復興海浜緑地【請戸】

町が災害時には復興祈念公園の防災バックアップスペースや緊急支援物資の仮置き場等として、また、平常時には賑わいあふれる交流の場としてパークゴルフ場や広場として**整備が進められている**復興海浜緑地として約 5.0haが活用される予定です。

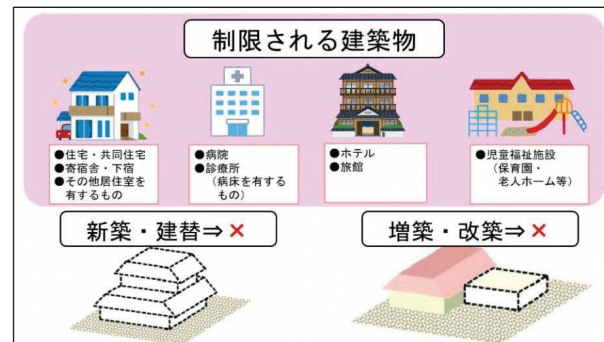
(4) 利活用に向けた課題

ア 災害危険区域

移転元地は、建築基準法第 39 条第 1 項により町が災害危険区域に指定しており、住宅等の居住用の建築物及び病院、ホテル等の宿泊を伴う建築物の建築が制限されています。

なお、事務所、店舗、工場、倉庫棟は制限の対象外とされています。

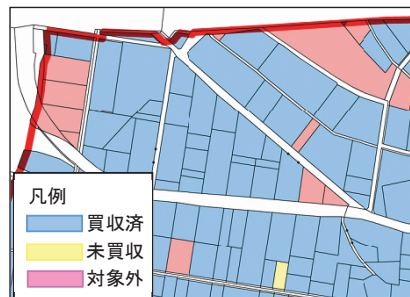
図 6 災害危険区域建築制限イメージ図



イ 虫食い状態

移転元地の買取対象が、「震災時に居住のあった住宅用地およびそれに介在する宅地、農地又は屋敷林」のみであり、未買収地や買取対象外地在が混在する、いわゆる虫食い状態であるため、直ちに一団で利用可能な土地が限られています。

図 7 虫食い状況



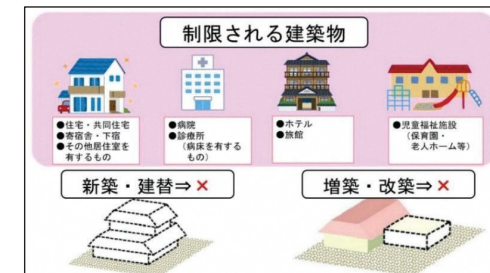
(4) 利活用に向けた課題

ア 災害危険区域

移転元地は、建築基準法第 39 条第 1 項により町が災害危険区域に指定しており、住宅等の居住用の建築物及び病院、ホテル等の宿泊を伴う建築物の建築が制限されています。

なお、事務所、店舗、工場、倉庫棟は建築制限の対象外とされていますが、令和 4 年 4 月の都市計画法改正に伴い、災害危険区域における開発規制が強化され、面積 3,000 m²以上の開発行為が原則不可となっています。

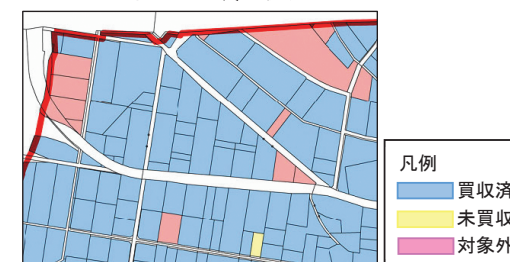
図 6 災害危険区域建築制限イメージ図



イ 虫食い状態

移転元地の買取対象が、「震災時に居住のあった住宅用地およびそれに介在する宅地、農地又は屋敷林」のみであり、未買収地や買取対象外地在が混在する、いわゆる虫食い状態であるため、直ちに一団で利用可能な土地が限られています。

図 7 虫食い状況



(2) 棚塩地区の土地利用方針 **基本方針 1**

棚塩地区の未利用地は、一団として提供できる土地（約 25.5ha）があり、既にカントリーエレベーターが立地していることや周辺の農地も耕作の再開がなされていることから、**農業的利活用エリア**と位置付けます。

具体的な活用例としては、移転元地北側に整備が進められている**復興牧場の牧草地**としての活用が考えられます。

また、小区画の未利用地については、公共事業用地として活用することが困難であり、近隣する人家もないことから、当面は積極的な維持管理を行わない地域としますが、周辺状況に応じて適宜、維持管理を行っていきます。

図 11 棚塩地区ゾーニング図



(2) 棚塩地区の土地利用方針 **基本方針 1**

棚塩地区の未利用地は、一団として提供できる土地（約 25.5ha）があり、既にカントリーエレベーターが立地していることや周辺の農地も耕作の再開がなされていることから、**農業的利活用エリア**を主として位置付けます。

具体的な利活用方針は、以下の通りです。

- [1] **ほ場（振興作物等の栽培用農地）**として民有地と移転元地の一体的な利活用が図れるように検討を進めます。
- [2] 花卉等や町で整備の**荷捌き・栽培施設・交流施設等**による農業的利活用と共に景観づくりを図るエリアとします。
- [3] [1]と併せて、環境省と地権者意向を踏まえ農地再開に向けた調整を進めます。
- [4] **県のストックヤード（土砂）**として検討を進めます。
- [5] 環境省に貸付している⑪減容化処理施設用地が令和8年度には返還予定であり、**町のストックヤード（土砂）**として活用しながら、将来的な土地利用転換を検討します。

また、小区画の未利用地については、公共事業用地として活用することが困難であり、近隣する人家もないことから、当面は積極的な維持管理を行わない地域としますが、周辺状況に応じて適宜、維持管理を行っていきます。

(2) 棚塩地区の土地利用方針 **基本方針 1**

棚塩地区の未利用地は、一団として提供できる土地（約 25.5ha）があり、既にカントリーエレベーターが立地していることや周辺の農地も耕作の再開がなされていることから、**農業的利活用エリア**と位置付けます。

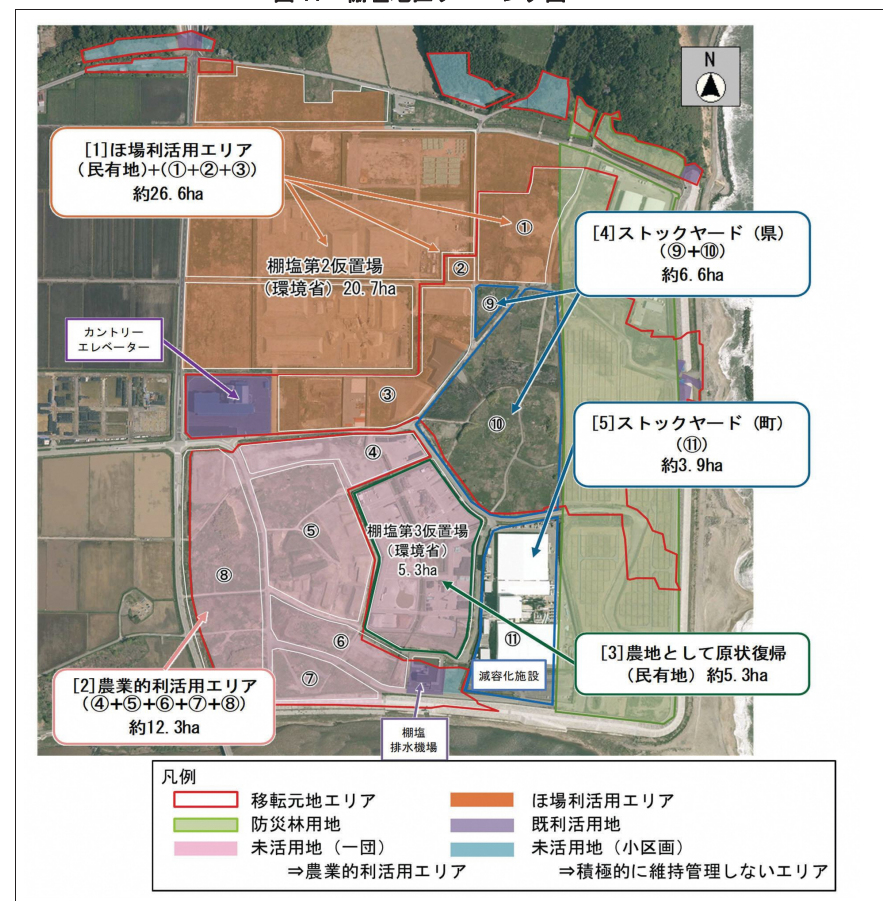
具体的な活用例としては、移転元地北側に整備が進められている**復興牧場の牧草地**としての活用が考えられます。

また、小区画の未利用地については、公共事業用地として活用することが困難であり、近隣する人家もないことから、当面は積極的な維持管理を行わない地域としますが、周辺状況に応じて適宜、維持管理を行っていきます。

図 11 棚塩地区ゾーニング図



図 11 棚塩地区ゾーニング図



(3) 請戸地区の土地利用方針 **基本方針2** **基本方針3**

請戸地区の未利用地は、一団として提供できる土地が複数区画（①約4.1ha、②約13.1ha、③約6.5ha、④約5.0ha）あることから、**新産業誘致エリア**と位置付けます。

具体的な活用例としては、**町への進出を行う企業の事業用地**や**再生可能エネルギー用地**、**イノベ構想に関連する次世代産業事業用地**が考えられます。

また、小区画の未利用地については、公共事業用地として活用することが困難であり、近隣する人家もないことから、当面は積極的な維持管理を行わない地域としますが、周辺状況に応じて適宜、維持管理を行っていきます。

図12 請戸地区ゾーニング図



(3) 請戸地区の土地利用方針 **基本方針2** **基本方針3**

請戸地区の未利用地は、一団として提供できる土地が複数区画（①約4.1ha、②約13.1ha、③約6.5ha、④約5.0ha）あることから、**新産業誘致エリア**と位置付けます。

具体的な利活用方針は、以下の通りです。

[1] 産業団地として、**町への進出を行う企業や、イノベ構想に関連する次世代産業事業用地**の整備を検討します。

[2] **再生可能エネルギー用地**として、太陽光発電施設等の活用を検討します。また、駐車場やトイレを備えた緑地（エネルギーパーク）としての整備や、復興海岸緑地及び請戸海水浴場と連携した利用も検討します。

また、小区画の未利用地については、公共事業用地として活用することが困難であり、近隣する人家もないことから、当面は積極的な維持管理を行わない地域としますが、周辺状況に応じて適宜、維持管理を行っていきます。

(3) 請戸地区の土地利用方針 **基本方針2** **基本方針3**

請戸地区の未利用地は、一団として提供できる土地が複数区画（①約4.1ha、②約13.1ha、③約6.5ha、④約5.0ha）あることから、**新産業誘致エリア**と位置付けます。

具体的な活用例としては、**町への進出を行う企業の事業用地**や**再生可能エネルギー用地**、**イノベ構想に関連する次世代産業事業用地**が考えられます。

また、小区画の未利用地については、公共事業用地として活用することが困難であり、近隣する人家もないことから、当面は積極的な維持管理を行わない地域としますが、周辺状況に応じて適宜、維持管理を行っていきます。

図12 請戸地区ゾーニング図



図12 請戸地区ゾーニング図



(5) 移転元地の維持管理方針 **基本方針4**

移転元地の維持管理については、下図フローにより実施していきます。
 周辺の人家・施設等への状況に応じて、**積極的な維持管理をしないエリアの設定**を行い、持続的な管理に取り組みます。
 維持管理手法については、町による機械除草を基本とします。しかしながら、限られた人員・財政状況や周辺の状況を考慮し、持続可能な維持管理を実施していくため、**地元への協力依頼・委託**や**地被植物敷設による緑化**を積極的に検討し、町の負担の軽減化に努めていきます。

図 14 維持管理手法決定フロー

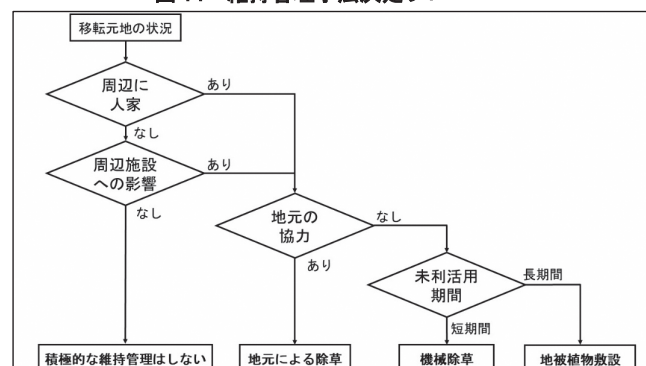


図 15 地被植物敷設について

1 概要	グラウンドカバープランツと呼ばれる緑化・防草等の効果を持つ地被植物を地面に植栽することで、植栽し定着するまでのイニシャルコストが発生しますが、雑草の発生が抑制され、その後のランニングコストの軽減が期待されます。														
2 主なメリット	(1) 雑草発生が抑制される (2) 景観上よい (3) 効果が長期的・持続的														
3 地被植物の一例	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th><th>クラピア</th><th>センチビードグラス</th><th>セントオーガスチングラス</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>写真</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>出典：(株)グリーンデザイン</td><td>出典：グリーンデザイン</td><td>出典：グリーンデザイン</td></tr> </tbody> </table>			種類	クラピア	センチビードグラス	セントオーガスチングラス	写真					出典：(株)グリーンデザイン	出典：グリーンデザイン	出典：グリーンデザイン
種類	クラピア	センチビードグラス	セントオーガスチングラス												
写真															
	出典：(株)グリーンデザイン	出典：グリーンデザイン	出典：グリーンデザイン												
4 実施に当たっての注意点	(1) 土壌や日射量等の土地の環境や防草対策に適した種類の選定が必要 (2) 雑草の発生が完全に抑制されるわけではなく、刈払い等との併用が必要														

(5) 移転元地の維持管理方針 **基本方針4**

移転元地の維持管理については、下図フローにより実施していきます。
 周辺の人家・施設等への状況に応じて、**積極的な維持管理をしないエリアの設定**を行い、持続的な管理に取り組みます。
 維持管理手法については、町による機械除草を基本とします。しかしながら、限られた人員・財政状況や周辺の状況を考慮し、持続可能な維持管理を実施していくため、**地元への協力依頼・委託**や**地被植物敷設による緑化**、**雑草抑制方策**を積極的に検討し、町の負担の軽減化に努めていきます。

図 14 維持管理手法決定フロー

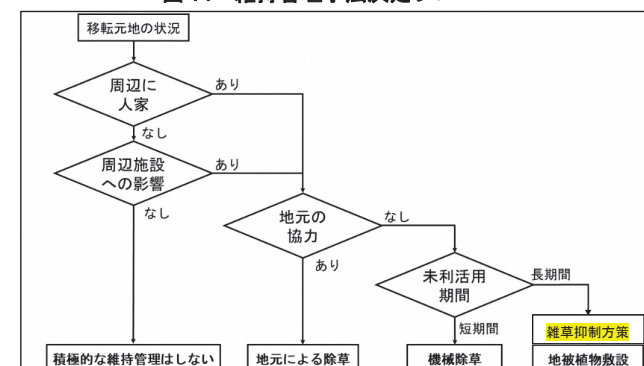


図 15 地被植物敷設について

1 概要	グラウンドカバープランツと呼ばれる緑化・防草等の効果を持つ地被植物を地面に植栽することで、植栽し定着するまでのイニシャルコストが発生しますが、雑草の発生が抑制され、その後のランニングコストの軽減が期待されます。														
2 主なメリット	(1) 雑草発生が抑制される (2) 景観上よい (3) 効果が長期的・持続的														
3 地被植物の一例	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th><th>クラピア</th><th>センチビードグラス</th><th>セントオーガスチングラス</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>写真</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>出典：(株)グリーンデザイン</td><td>出典：グリーンデザイン</td><td>出典：グリーンデザイン</td></tr> </tbody> </table>			種類	クラピア	センチビードグラス	セントオーガスチングラス	写真					出典：(株)グリーンデザイン	出典：グリーンデザイン	出典：グリーンデザイン
種類	クラピア	センチビードグラス	セントオーガスチングラス												
写真															
	出典：(株)グリーンデザイン	出典：グリーンデザイン	出典：グリーンデザイン												
4 実施に当たっての注意点	(1) 土壌や日射量等の土地の環境や防草対策に適した種類の選定が必要 (2) 雑草の発生が完全に抑制されるわけではなく、刈払い等との併用が必要														

5 利活用にあたっての留意事項

(1) 地域の歴史や住民の声への配慮

地域がこれまで築いてきた歴史や、住民が“ふるさと”を思う気持ちに十分に配慮した利活用を行っていきます。

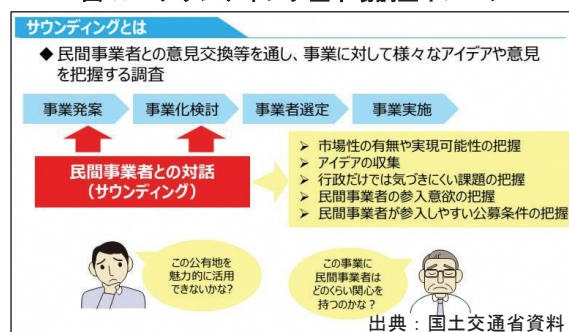
(2) 既存施設や事業との整合性

各施設や事業の理念との整合性を図ることはもちろんのこと、町全体の土地利用計画や周辺の景観にも配慮した利活用を行っていきます。

(3) 民間活力の積極的な採用

持続可能なまちづくりにむけて、民間による自由な発想・新たな取り組みを積極的に採用していきます。必要に応じて官民が連携した協議・検討の場の開催やサウンディング型市場調査の実施の検討を行っていきます。

図 17 サウンディング型市場調査イメージ



また、移転元地に民間企業等が参入する場合の町の支援策として、移転元地に残る住宅基礎等の撤去工事、凹凸解消のための整地工事、盛土等の造成工事の町による実施も検討していきます。

(4) 排水機能の改善

利活用の大きな支障となる排水機能の不全解消に向けての調査を行い、排水機能の改善・整備を実施していきます。

5 利活用にあたっての留意事項

(1) 地域の歴史や住民の声への配慮

地域がこれまで築いてきた歴史や、住民が“ふるさと”を思う気持ちに十分に配慮した利活用を行っていきます。

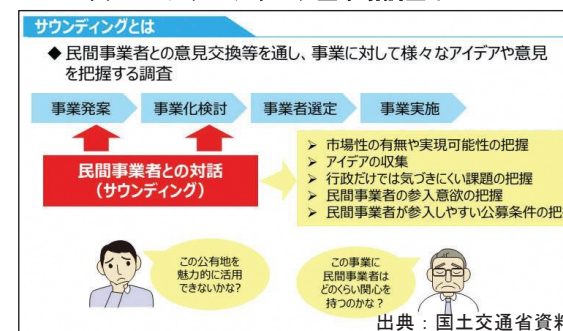
(2) 既存施設や事業との整合性

各施設や事業の理念との整合性を図ることはもちろんのこと、町全体の土地利用計画や周辺の景観にも配慮した利活用を行っていきます。

(3) 民間活力の積極的な採用

持続可能なまちづくりにむけて、民間による自由な発想・新たな取り組みを積極的に採用していきます。必要に応じて官民が連携した協議・検討の場の開催やサウンディング型市場調査の実施の検討を行っていきます。

図 17 サウンディング型市場調査イメージ



また、移転元地に民間企業等が参入する場合の町の支援策として、移転元地に残る住宅基礎等の撤去工事、凹凸解消のための整地工事、盛土等の造成工事の町による実施も検討していきます。

(4) 排水機能の改善

利活用の大きな支障となる排水機能の不全解消に向けて令和 4 年度に基本設計、令和 6 年度に実施設計を行い、令和 7 年度から排水機能の改善・整備を実施していきます。

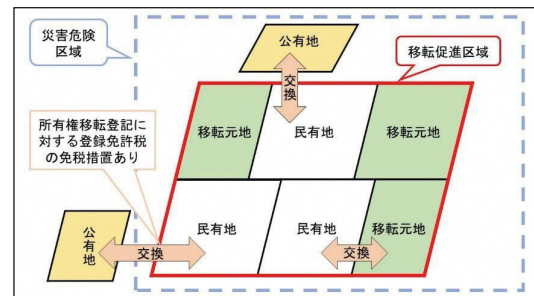
(5) 虫喰い状態の解消

棚塩・請戸地区内の未買収地・買収対象外地について、買収または公有地との交換による集約化を積極的に検討し、虫喰い状態の解消を目指します。

表 16 未買収地・買収対象外地

地区名	筆数	面積
棚塩地区	30 筆	8,466.03 m ²
請戸地区	38 筆	13,215.36 m ²

図 18 土地交換イメージ



(6) 貸付料の減免・無償化

利活用の促進のため、移転元地の貸し付けを行う場合の貸付料の減免もしくは無償化を積極的に検討していきます。具体的には固定資産税評価額を基準として貸付料を決定する方法や地域団体の利用については無償とする方法など各自自治体の先進事例を参考としていきます。

(7) 各種法制度の整理

移転元地内の農地の利活用の際に、支障または手続きが必要となる農地法や土地改良法の制度について、理解を深め、スムーズな利活用が実施できるよう努めていきます。

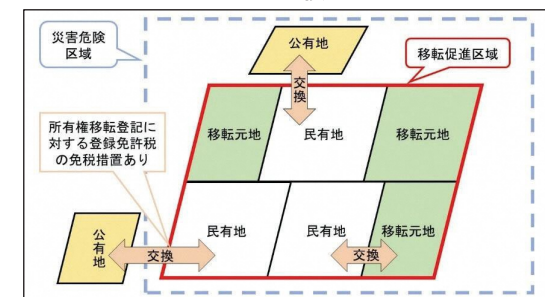
(5) 虫喰い状態の解消

棚塩・請戸地区内の未買収地・買収対象外地について、買収または公有地との交換による集約化を積極的に検討し、令和 5 年度からは、未買収地・買収対象外地について買収を開始し令和 8 年度を目標に虫喰い状態の解消を目指します。

表 16 未買収地・買収対象外地

地区名	項目	全体	契約済	割合
棚塩地区	土地筆数	30 筆	24 筆	80.0%
	総面積	8,466.03m ²	7,034.01m ²	81.4%
請戸地区	土地筆数	38 筆	13 筆	34.2%
	総面積	13,215.36m ²	6,926.71m ²	52.4%

図 18 土地交換イメージ



(6) 貸付料の減免・無償化

利活用の促進のため、移転元地の貸し付けを行う場合の貸付料の減免もしくは無償化を積極的に検討していきます。具体的には固定資産税評価額を基準として貸付料を決定する方法や地域団体の利用については無償とする方法など各自自治体の先進事例を参考としていきます。

(7) 各種法制度の整理

移転元地内の農地の利活用の際に、支障または手続きが必要となる農地法や土地改良法の制度について、理解を深め、スムーズな利活用が実施できるよう努めていきます。

都市計画法改正による災害危険区域内での開発行為制限への対応として、災害危険区域に係る条例等の改正を検討します。

(8) 庁内利活用推進体制の構築

防災集団移転促進事業担当課である建設課、総合政策・公有財産管理担当である企画財政課、農業振興担当である農林水産課、企業誘致・新エネルギー担当である産業振興課等の各課が連携して、庁内で横断的な利活用推進体制の構築を行います。

(9) 財源の確保

利活用の実施に向けて活用できる国・県の交付金等を積極的に活用するとともに、国・県に対して新規交付金等の創設や既存交付金等の弾力的な運用についての要望を行い、町の財政負担の低減を目指します。

(10) 状況に合わせた方針の見直し

日々変化する町を取り巻く復興・各種事業の状況や、利活用主体となり得るプレイヤーの確保等の状況に合わせて、本方針の見直しを柔軟に行っていきます。

(8) 庁内利活用推進体制の構築

防災集団移転促進事業担当課である建設課、総合政策担当である企画財政課、公有財産管理担当である総務課、農業振興担当である農林水産課、企業誘致・新エネルギー担当である産業振興課等の各課が連携して、庁内で横断的な利活用推進体制の構築を行います。

(9) 財源の確保

利活用の実施に向けて活用できる国・県の交付金等を積極的に活用するとともに、国・県に対して新規交付金等の創設や既存交付金等の弾力的な運用についての要望を行い、町の財政負担の低減を目指します。

(10) 状況に合わせた方針の見直し

日々変化する町を取り巻く復興・各種事業の状況や、利活用主体となり得るプレイヤーの確保等の状況に合わせて、本方針の見直しを柔軟に行っていきます。

資料編

(1) 防集移転元地利活用庁内検討会

ア 概要

移転元地全体の利活用方針策定に向けて、各地区の土地利用可能性を把握し、利活用の方向性を検討するため、庁内検討会を設置しました。

イ 委員名簿（◎＝座長）

No.	課名	役職名	氏名	備考
1	企画財政課	主幹	菅野 友博	
2	建設課	主幹	山崎 光	◎
3	農林水産課	課長補佐兼 農業委員会 事務局次長	長岡 秀樹	
4	産業振興課 新エネルギー推進係	係長	小林 直樹	
5	産業振興課 産業創出係	係長	高山 光裕	

ウ 事務局

No.	課名	役職名	氏名
1	建設課	課長	戸浪 義勝
2	建設課 用地係	係長	佐藤 勝文
3	建設課 用地係	副主査	鈴木 悠平

エ 開催経過

開催数	開催日	内容
第1回	令和3年9月30日	・移転元地における現状・課題の共有
第2回	令和3年10月13日	・各課検討事業の洗い出し・共有 ・利活用の方向性の検討
第3回	令和3年12月16日	・利活用方針（案）の精査

資料編

(1) 防集移転元地利活用庁内検討会

ア 概要

移転元地全体の利活用方針策定に向けて、各地区の土地利用可能性を把握し、利活用の方向性を検討するため、庁内検討会を設置しました。

イ 委員名簿（◎＝座長）

No.	課名	役職名	氏名	備考
1	企画財政課	主幹	橋本 真史	
2	建設課	主幹	岡部 誠	◎
3	農林水産課	課長補佐兼農業委 員会事務局次長	長沼 和也	
4	産業振興課 新エネルギー推進係	係長	小林 直樹	
5	産業振興課 産業創出係	係長	近野 悟史	

ウ 事務局

No.	課名	役職名	氏名
1	建設課	課長	宮林 薫
2	建設課 用地係	課長補佐兼 係長	渡邊 啓一
3	建設課 用地係	主査	後藤 仁人

エ 開催経過

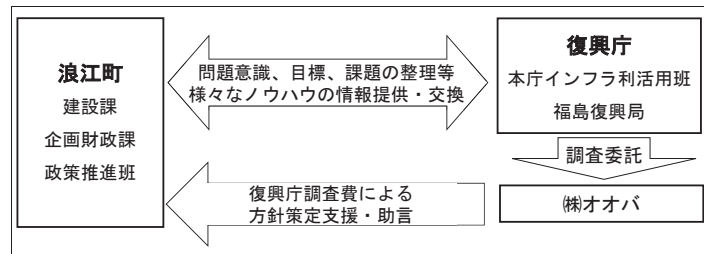
開催数	開催日	内容
第1回	令和6年7月26日	・今年度のスケジュール共有 ・各課事業の状況及び課題
第2回	令和6年12月13日	・各課検討事業の洗い出し・共有 ・利活用の方向性の検討
第3回	令和7年1月20日	・利活用方針（案）の精査

(2) 復興庁土地活用ハンズオン支援

ア 概要

復興庁が造成地及び移転元地の未利用地解消に向けて R3 年度より実施をはじめた「土地活用ハンズオン支援事業」に、「移転元地の活用及び持続可能な維持管理の方向性の検討」を掲げ応募・採択され、復興庁調査費によるコンサルタント（株式会社オオバ）の支援を受け、利活用及び維持管理の方向性について検討を行いました。

イ 検討体制図



ウ 開催経過

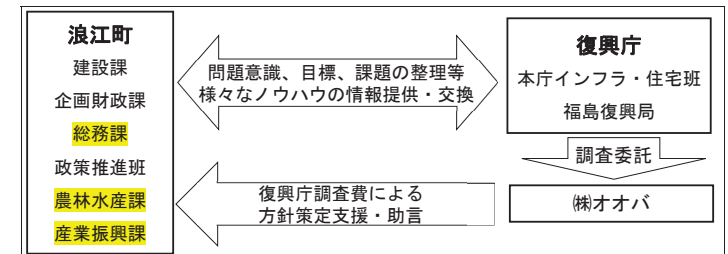
開催数	開催日	内容
第1回	令和3年6月29日	・現地視察 ・先進事例紹介
第2回	令和3年9月3日	・土地利用可能性の情報整理 ・検討の進め方と体制づくり
第3回	令和3年10月21日	・庁内検討会について 結果報告・次回以降の進め方
第4回	令和3年12月21日	・利活用方針（案）について ・利活用に向けた課題の確認
第5回	令和4年1月下旬	・利活用に向けた課題の整理 ・次年度以降のスケジュールの確認

(2) 復興庁土地活用ハンズオン支援

ア 概要

復興庁が造成地及び移転元地の未利用地解消に向けて実施している「土地活用ハンズオン支援事業」に、今年度応募し採択され、復興庁調査費によるコンサルタント（株式会社オオバ）の支援を受け、土地利用変化等の課題を踏まえ、移転元地利活用方針の実現に向けた取組について見直し検討を行いました。

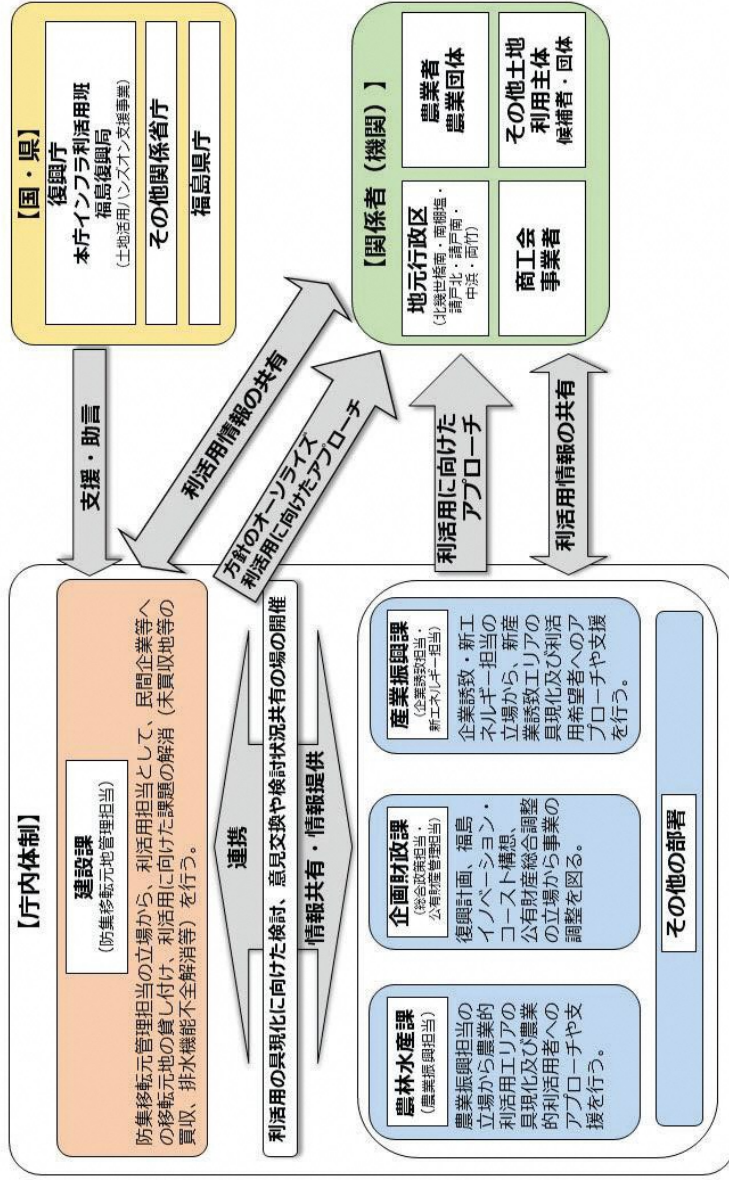
イ 検討体制図



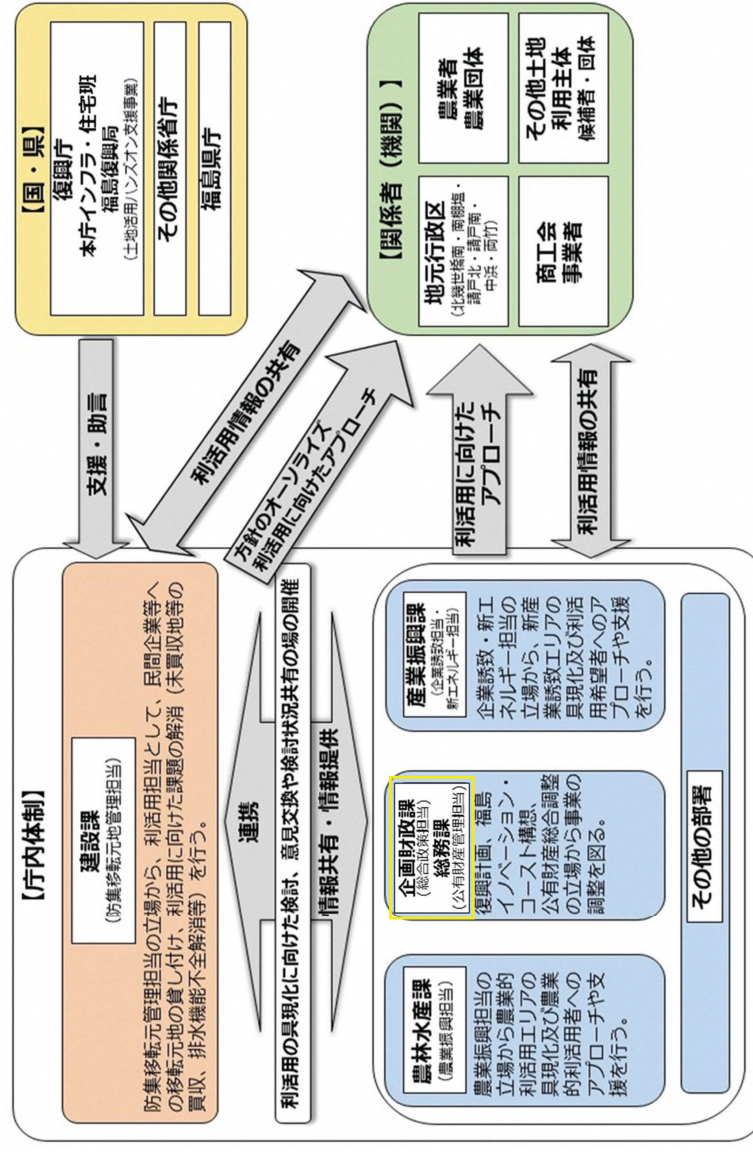
ウ 開催経過

開催数	開催日	内容
第1回	令和6年6月18日	・今年度の取組とゴール設定 ・スケジュールと体制等の整理
第2回	令和6年7月9日	・対象地区の取組状況の整理 ・対象地区の課題設定
第3回	令和6年8月7日	・災害危険区域における 区域解除及び開発許可事例整理
第4回	令和6年10月17日	・町での調査・検討状況の確認 ・利活用方針見直しの方針（棚塩地区）
第5回	令和6年11月7日	・利活用方針見直しの方針（請戸地区） ・利活用方針変更（案）について
第6回	令和6年12月9日	・利活用方針変更（案）の確認 ・公募に向けた情報発信方策の検討
第7回	令和7年1月28日	・利活用方針変更（案）の確認 ・公募に向けた情報発信方策の検討

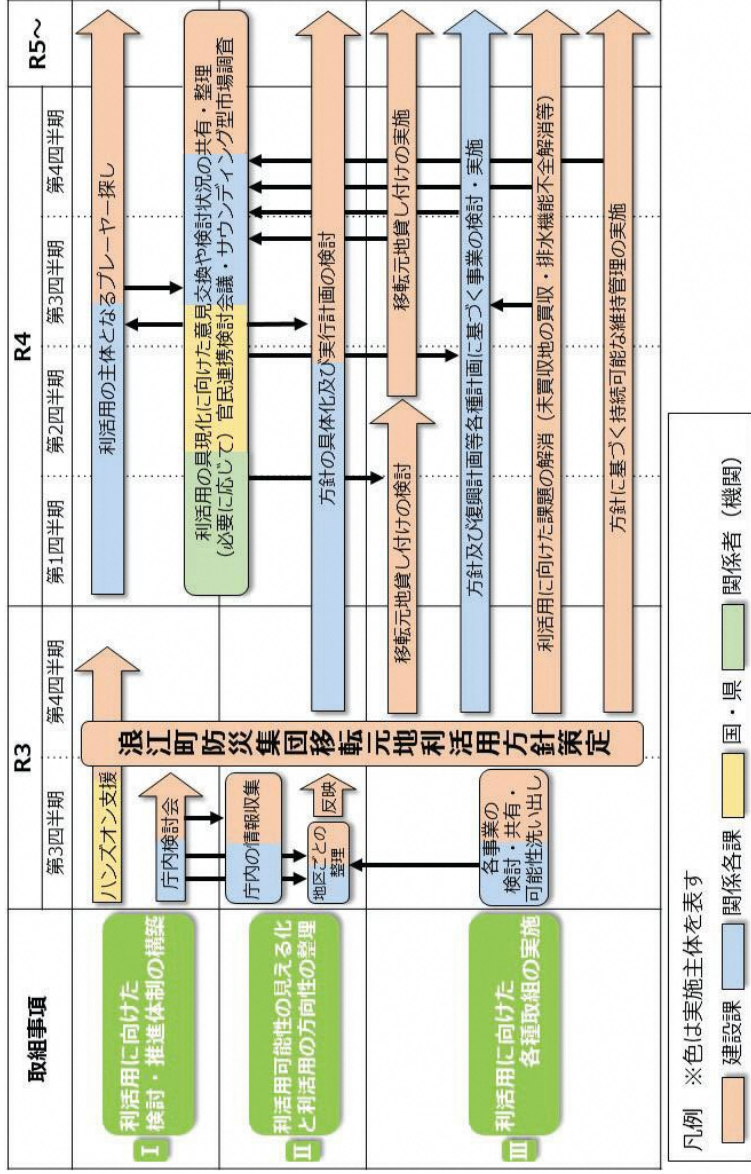
(3) 利活用に向けた推進



(3) 利活用に向けた推進体制



(4) 利活用にに向けた想定スケジュール



(4) 利活用にに向けた想定スケジュール

